

平成14年9月30日

各位

証券コード協議会

業種別分類項目の名称変更について

当協議会は、この度、当協議会が定める33業種の業種別分類項目について、下記のとおり、一部、名称変更を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

名称変更

改訂前	改訂後
大分類「運輸・通信業」	大分類「運輸・情報通信業」
中分類「通信業」	中分類「情報・通信業」

また、この変更に伴い、主に情報サービスを主たる事業とする公開企業を中心に、一部の公開企業について、当協議会が定める業種分類につき、既存の所属業種から「情報・通信業」に所属業種の変更となります。所属業種の変更となる具体的な公開企業名は、平成15年2月末に公表予定です。

(スケジュール)

平成15年2月28日(金)： 業種変更企業名の公表

平成15年6月2日(月)： 業種名称変更及び該当企業の業種変更の実施

(ご参考)

当協議会が定める33業種は、総務省が定める「日本標準産業分類」に準拠しており、このたび「日本標準産業分類」が改訂となったことから、これに準拠して、当協議会が定める33業種分類項目の一つを名称変更することとしました。

また、これに伴い、改訂後の「日本標準産業分類」の区分に沿って、所属業種の見直し審査を行います。具体的には、改訂前の「日本標準産業分類」におきましては、情報サービス業は中分類「情報サービス・調査業」として分類され、大分類「サービス業」に属しておりましたが、今回の改訂により、情報サービス業は中分類「情報サービス業」として独立して分類され、大分類「情報通信業」に属することとなりましたので、これに準拠し、当協議会が定める「サービス業」に分類される企業のうち情報サービス業に該当するものが当協議会の定める「情報・通信業」に分類されることとなります。

なお、この所属業種の変更に伴う現行コード(4けたの銘柄コード)の変更はございません。

(ご連絡)

平成15年3月1日以降、上場承認され、将来「情報・通信業」に該当する銘柄の業種については、上場承認日に現・新両方の所属業種を併記して当協議会は証券コード及び業種の公表を行います。(気配公表銘柄もこれに準じる)

(例) XYZ社 銘柄コード9999 業種：サービス業(ただし、平成15年6月2日からは情報・通信業)

ただし、上場日が平成15年6月2日以降であれば、公表時より「情報・通信業」のみを記載して公表します。

以上

業 種 (変更前)		業 種 (変更後)	
大分類	中分類	大分類	中分類
水産・農林業	水産・農林業	水産・農林業	水産・農林業
鉱業	鉱業	鉱業	鉱業
建設業	建設業	建設業	建設業
製造業	食料品	製造業	食料品
	繊維製品		繊維製品
	パルプ・紙		パルプ・紙
	化学		化学
	医薬品		医薬品
	石油・石炭製品		石油・石炭製品
	ゴム製品		ゴム製品
	ガラス・土石製品		ガラス・土石製品
	鉄鋼		鉄鋼
	非鉄金属		非鉄金属
	金属製品		金属製品
	機械		機械
	電気機器		電気機器
	輸送用機器		輸送用機器
精密機器	精密機器		
その他製品	その他製品		
電気・ガス業	電気・ガス業	電気・ガス業	電気・ガス業
運輸・通信業	陸運業	運輸・情報通 信業	陸運業
	海運業		海運業
	空運業		空運業
	倉庫・運輸関連業		倉庫・運輸関連業
	通信業		情報・通信業
商業	卸売業	商業	卸売業
	小売業		小売業
金融・保険業	銀行業	金融・保険業	銀行業
	証券、商品先物取引業		証券、商品先物取引業
	保険業		保険業
	その他金融業		その他金融業
不動産業	不動産業	不動産業	不動産業
サービス業	サービス業	サービス業	サービス業

(注) 業種コードは、変更ありません。